申告書は自分で書いて早めに提出!



申告が必要な方

所得税の申告が必要な方

- ①公的年金収入が400万円を超える方
- ②公的年金以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金など に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所 得税の確定申告は不要。「町県民税の申告が必要な方」を確認
- ③給与収入が2,000万円を超える方
- ④給与を1か所から受けている方で給与所得や退職所得以外の 所得金額の合計額が20万円を超える方
- ⑤給与を2か所以上から受けている方で、年末調整された主た る給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の 各種所得の金額との合計額が20万円を超える方
- ⑥営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所 得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、令 和6年中の所得金額の合計額から所得控除(基礎控除、扶養控 除、社会保険料控除など)の合計額を差し引いた金額を基礎と して算出した税額が、配当所得の額および年末調整により受け た住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方

●医療費控除を受ける場合

医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付が必要です。 明細書の提出がない場合は、医療費控除が適用できません。

●注 意

- ・所得税の確定申告が必要なく、還付のために申告をする方 でも、すべての所得および適用となる所得控除(ワンストッ プ特例の申請をしたふるさと納税など)を含めて申告する必 要があります(申告しないことを選択できる所得を除く)。
- ・源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要 な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択 したときより所得金額が増えます。被扶養者の所得金額が 増えることにより、扶養者の所得税、被扶養者本人や扶 養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険 料、介護保険料などに影響する場合があります。

町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方のうち、令和7 年1月1日時点、町内在住で①~⑤のいずれか に該当する方

- ①年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料 控除、医療費控除などの申告をする方
- ②給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額 が20万円以下の方
- ③営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得 (満期保険金など)、配当所得などがある方で、 令和6年中の所得金額の合計額が所得控除 (基礎控除、扶養控除など)の合計額以下の方
- ④令和6年中に収入が全くない方、あるいは非 課税所得(失業給付、遺族年金、障害年金など) のみであり、かつ家族の扶養になっていない 方のうち、次に該当する方
 - ・国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
 - ・国民健康保険の加入者で18歳以上の方(高 校生除く)
 - ・国民年金保険料の支払猶予、免除を受けよ うとする方
 - ・後期高齢医療保険の加入者がいる世帯の 18歳以上の方(高校生除く)
 - ・保育料の支払いがある方(保育料が無料の 方含む)
 - ・児童扶養手当を受給しようとする方
- ⑤合計所得金額が 1,000 万円を超え 1,805 万 円以下の方のうち、年末調整で同一生計配偶 者の申告をしていない方
- ▲町県民税の申告が必要と思われる方には、1 月下旬に役場から町県民税の申告書を送付し ます。なお、申告書が届かない方であっても、 申告が必要になる場合があります。

申告相談に必要なもの

申告書類が不足していると申告できませんので注意してください。 詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

すべての方

- □①マイナンバーカード
- □②マイナンバー通知カード(記載事項に変更がない 場合に限る) またはマイナンバー記載の住民票と運 転免許証(なければ健康保険証、パスポートなど)
- ※①か②のどちらかを持参または写しを添付
- ※被扶養者がいる場合、被扶養者のマイナンバーの記 載も必要です。被扶養者のマイナンバーが分かるも のを持参してください。

スマホ申告する方

- □源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- □マイナポータルアプリをインストールした、スマー トフォン(スマホ)
- □マイナンバーカード
 - ※署名用電子証明書(英数字6桁~16桁)、利用者証明 用電子証明書(数字4桁)の各暗証番号が必要
- □過去に e-Tax などを利用した方は、利用者識別番号 と暗証番号のわかる書類

該当する場合

- □給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
- □申告者本人名義の預貯金□座番号が分かるもの
- □作成済みの青色申告決算書または収支内訳書(事業 所得、農業所得、不動産所得がある方)
- □各種社会保険料控除証明書または各領収書(国民健 康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国 民年金保険料など)
- □生命保険料、地震保険料などの保険料控除証明書

- □医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書|
- □医療費控除の特例を受ける方は「セルフメディケー ション税制の明細書 と一定の取組みの証明書
- □障害者控除を受ける方は、障害者手帳やふくし課の 証明書など
- □「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書(届いた方のみ)
- ※上記書類以外にも申告内容によって必要な書類があ ります。

申告書を作成しよう

所得税の確定申告は自主計算、自主申告が原則です。

■手書き作成する方

申告書の用紙の取得方法は2つ

- (1) 申告書や手引きは国税庁ホームペ ジからダウンロード
- (2) 半田税務署、申告会場および指導会場で配付。 1月中旬に役場税務課⑦番窓口に用意します。

②申告書を提出

以降可能

(1) e-Tax で送信(事前準備が必要)

算書・収支内訳書などが作成できます。

※令和6年分の所得税の確定申告書の作成は1月

(2)印刷して提出

郵送または直接税務署へ

※税務署では受付時間外は時間外収受箱へ投 函可能。役場申告会場および出張申告会場 では「税務署行き POST」に提出することも 可能

■スマートフォンやパソコンで作成する方

①国税庁ホームページ「確定申告書等作 成コーナー|ヘアクセス 所得税や消費税の申告書、青色申告決



・所得税確定申告について

・確定申告会場**167**について

半田税務署 ☎ 0569-21-3141

※①の場合、自動音声案内「○ |を選択

※67の場合、自動音声案内[2]を選択

確定申告について 国税庁 ホームページ



・町県民税申告について

・確定申告会場

2345について 役場税務課

内線 112

町民税・ (住民税申告)



令和6年分 確定申告相談





4 確定申告会場
1234567の場所や内容は P.11~12 を確認してください。

申告書は自分で書いて早めに提出!



確定申告会場

半田赤レンガ建物 \スマホ申告も個別相談も両方実施します/





●と き

- ・2月17日(月)~3月17日(月)の平日
- ・3月2日(日)

午前9時~午後5時

●入場整理券が必要

- ①申告会場での当日配付
- ② LINE を使用した事前配付→ ■概
- ※入場整理券の配付状況によって、後日の来場をお 願いする場合があります。

●注意事項

- ・電話やチャットボットによる申告相談にも対応し ています。
- ・開設期間中は、半田税務署内では確定申告書の作 成指導は行っていません。
- ・半田赤レンガ建物への問い合わせはご遠慮くださ



②と③はご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使用して、

職員と一緒に確定申告書を作成し、e-Tax で税務署に提出してみましょう!

税務署職員が教える **スマホ申告説明会**

- ●と き 1月24日(金)
 - ・1回目 午前10時~11時30分
 - · 2回目 午後1時~2時30分
 - ・3回目 午後2時50分~4時20分
- ●ところ 緒川コミュニティセンター
- 象 校●

給与または公的年金などの雑所得を申告する方 ※営業、農業、不動産、株式譲渡など、他の所得の

ある方および住宅借入金等特別控除などの税額控 除がある方は対象外

- ●定員 各回10名(先着順)
- ●申込み

1月8日(水)午前10時~21日(火)に 町公式 LINE 予約・申込メニューへ

※電話申込不可



役場職員と一緒に作成 **スマホ申告相談**\スマホで申告したいけど不安という方はこちらへ!



2月17日(月)~3月17日(月)の平日 ①午前9時30分~11時

②午後1時30分~3時

●ところ 役場西会議室棟1階

●対 象

給与または公的年金などの雑所得を申告する方

- ※営業、農業、不動産、株式譲渡など、他の所得の ある方は対象外
- ●定員各回2名(先着順)
- ●申込み

1月22日(水)午前10時から町公式 LINE 予約・申込メニューへ

※電話申込不可



マイナポータルアプリの メリット

マイナポータル連携で簡単に 確定申告書が作成できます!

- ・スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影する ことで、金額などを自動入力!
- ・事前にマイナポータルや運営サイトなどに登録すると、ふ るさと納税や公的年金などを自動的に申告に反映可能!



役場申告相談会場 ∖相談や直接申告したい方はこちらへ/



例年非常に混み合いますので、6出張申告相談会場、

- ⑥東海市立商工センター、
 ②大府市役所をご利用ください。
- ●と き 2月17日(月)~3月17日(月)の平日 午前9時~正午、午後1時~3時30分 ※開場は午前8時45分~
- ●ところ 役場西会議室棟1階
- ●対 象 給与・年金所得のみの方などの還付申告を中 心に行います。
- ●入場整理券(当日受付分のみ)配布
 - ※混雑状況により受付を早めに終了する場合あり

●注 意

- ・確定申告会場の混雑を回避するため、入場制限を行 います。
- ・開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付け ません。開設期間を過ぎた場合、所得税の確定申告 は、役場での相談・受付はできませんので、町県民 税の相談以外は半田税務署へ

② 役場で受け付けられない申告

次に該当する方は、8スマホ申告相談、4後場 申告相談会場、5出張申告相談会場では申告の相 談ができません。**①半田赤レンガ建物**にお出かけ ください。

- ・住宅ローン控除の1年目の申告をする方
- ・営業所得、譲渡所得がある方
- ・青色申告をする方
- ・消費税、贈与税の申告をする方
- ・分離所得がある方
- ・住宅特定改修特別税額控除がある方
- ・認定長期優良住宅新築等特別税額控除がある方
- ・住宅耐震改修特別控除がある方
- ・農業所得および不動産所得で収支内訳書が未作 成の方
- ・国外扶養を入れる申告をする方





出張申告相談会場(各地区コミュニティセンター)

藤江・森岡・卯ノ里コミュニティセンターの2日目 は、比較的空いています。確定申告会場の混雑を回避 するため、入場制限を行います。

- ●とき・ところ 午前9時~午後3時
 - ・1月29日(水) 生路コミュニティセンター
 - ・1月30日(木)、31日(金) 藤江コミュニティセンター
 - ·2月4日(火)、5日(水) 森岡コミュニティセンター
 - ・2月6日(木)、7日(金) 卯ノ里コミュニティセンター
- ●対 象 給与・年金所得のみの方などの還付申告を 中心に行います。
- ●入場整理券(当日受付分のみ)を配布
 - ※混雑状況により受付を早めに終了する場合あり

同時 出張お手伝い!



マイナンバーカードを取得していない方、 マイナ保険証の登録がお済みでない皆さん! 確定申告会場で取得・登録しませんか?

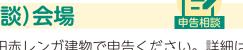
マイナ保険証の登録

持ち物

マイナンバーカード取得…通知カード(なくても可) 本人確認書類(運転免許証など)、スマホ マイナ保険証の登録…マイナンバーカード、スマホ

問い合わせ DX推進課(内線237)

税理士による無料税務相談(申告相談)会場



- ●開設期間 2月17日(月)~21日(金) 午前9時30分~正午、午後1時~4時 ※混雑状況により受付を早めに終了する場合あり
- ●注意事項
 - ①~③に該当する方は、この会場では申告相談不可。
- ●半田赤レンガ建物で申告ください。詳細は半田税 務署へ
- ①譲渡・山林所得の申告をする方
- ②贈与税の申告をする方
- ③消費税の新規課税事業者のうち、申告書の作成に 時間を要する方

自分で書いて早めに提出!

り状態で、医師からおむつの

おおむね6か月以上寝たき

明書を発行しますので、ふ

くし課へ申請してください。

その他

詳細は問い合わ

記載が「あり」の方

のカテーテル使用」または

「尿失禁の発生可能性」の

おむつに係る医療費控除

使用が必要と認められた方の

おむつ購入費は医療費控除の

①おむつを使用した年に受

けていた要介護認定期間

固ふくし課

内線127

かは電話での回答不可 せ先へ。発行可能かどう

費用は無料です。

医師が発行する「おむつ使用

対象となります。 手続きには

証明書が必要です。

②要介護認定のために提出

が6か月以上ある方

介護保険の要介護認定を

受けている方へ

害忌齢者の日常生活自立度 された主治医意見書の一障

(寝たきり度)」がB1、B2、

次のいずれにも該当する



つ使用証明書」に代わる証 万は、医師が発行する「おむ

り、「失禁への対応として C1、C2のいずれかであ

「住宅借入金等特別控除」申告説明会

とき 2月12日水~14日金

※会場の入場には「入場整 LINEで事前 券」は、申告会場での当 理券」が必要。「入場整理 午前9時~午後5時 日配付または国税庁の



ところ

配付

持ち物 半田赤レンガ建物

源泉徴収票などの申告書 作成に必要な書類

> ・マイナポータルアプリを マイナンバーカード トフォン インストールしたスマー

※マイナンバーカードの が必要 字4桁)の各暗証番号 6桁~16桁)・利用者 用電子証明書(英数字 発行時に設定した署名 証明用電子証明書(数

注意

①一定の要件に該当する方 にのみ適用できますので、

> ②必要書類を持参すれば、 どを確認してください。 提出が可能です。 確定申告書の作成および

来場する前に適用要件な

③入館できる時間は午前9 時が目安です。

④半田赤レンガ建物への ださい。 問い合わせはご遠慮く

間半田税務署

20569(21)3141 ※自動音声案内[0]を選択

象となります。

などの社会保険料控除の対

料納付明細書を送付後期高齢者医療保険

令和7年1月中旬頃に送付 31日に支払った後期高齢者 者医療保険料は、 医療保険料の納付明細書を、 します。支払った後期高齢 令和6年1月1日~12月 確定申告

※後期高齢者医療保険料額 と納付額は電話での回答

固保険医療課

内線153

医療費通知の送付

不可

合 F 一つ手

対 象	内 容
①納付書または□座振替により納付した方(普通徴収) ②障害年金、遺族年金から天引きされた方(特別徴収)	保険医療課から、後期高齢者医療保険料納付明細書を送付(手続き不要)
③公的年金から天引きされ た方(特別徴収)	年金保険者(日本年金機構など)から確定申告で利用できる「公的年金等の源泉徴収票」を送付(手続き不要)

間 保険医療課 内線1-	医療費通知 送付月	掲載する医療費
	4月	1月、2月診療分
	6月	3月、4月診療分
	8月	5月、6月診療分
	10月	7月、8月診療分
	12月	9月、10月診療分
I-		

11月、12月診療分

付します。

り、年6回各月20日頃送 分の医療費を掲載してお

「医療費通知」は2か月

自保険医療課	
内線154	

確定申告手続きに 利用できます 「医療費通知」は

ださい。 が届く前に確定申告をする わりに領収書を使用してく 場合には、医療費通知の代 資料として利用することが 告の際の医療費控除の添付 る「医療費通知」は、確定申 してください。医療費通知 できますので、大切に保管 町国民健康保険が送付す

2月